

大田区地域福祉計画

大田区成年後見制度等利用促進基本計画

(素案)

令和6年度～令和10年度

大田区



©大田区

この計画は、「ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち」を基本理念とした、大田区の地域福祉計画です。

大田区において、区民のみなさんが地域社会の一員として、安心して、その人らしく、充実した生活を送れるようにするための考え方・方向性等を示すものです。

大田区では、区民のみなさんとともに、さまざまな地域生活課題の解決に取り組み、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある大田区らしい地域共生社会の実現をめざしていきます。

本計画では、区が行政として果たしていく役割を示すだけでなく、区民のみなさんや地域団体、企業等、多様な主体の関わり方や役割の例も示しています。

大田区では、「ちいき」の力をあわせて、私たちの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくることをめざし、地域みなさんとともに「地域福祉」の取組みを進める計画としています。

「ちいき」の力をあわせて

「ふ」だんの

「く」らしの

「し」あわせをつくる



©大田区

地域福祉の推進による『地域共生社会』の実現に向けて

例えば、子育てや家族の介護で困ったときに、必要なサービスがきちんと届き、行政や地域の多様な方々の見守りがあることで、安心した暮らしにつながります。

また、家族や行政サービスなどのつながりだけではなく、地域の中にも自分にあつた居場所があり、何か困ったときに気軽に話せる仲間がいることで、孤立を生まない地域となると考えます。

そうした居場所の運営では、地域のさまざまな方が、無理をせずに自分たちの強みやできる範囲の中で、やりがいを持って楽しみながら、かかわり、つながっています。これらの活動の一つひとつが面となって、ともに支えあう地域をつくっていく社会が、大田区らしい地域共生社会となるのではないかと考えました。

次ページには、そうした地域共生社会のイメージをイラストで表しています。

区民のみなさんと一緒に、実現に向けて共通目標として共有できればと考えます。

2023 年 7 月 11 日に実施した意見交換会をもとにした
「大田区らしい共生社会」に関するイメージ図を挿入予定

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 基本理念・地域福祉とは	2
2. 計画策定の背景	3
3. 区・社会福祉協議会・地域(多様な主体)それぞれの役割.....	5
4. 計画の位置づけ	7
5. SDGs の取組みとの関係 ～「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて～	8
6. 地域・圏域について.....	10
7. 計画の期間.....	10
第2章 地域福祉を取り巻く状況	11
1. 地域福祉の推進に向けた動向	12
(1) 国の動き.....	12
(2) 区の動き.....	14
2. 区の現状・課題・方向性 ※令和4年度実態調査等による分析に基づく	16
(1) 住民同士のつながり、社会的孤立に関する現状・課題・方向性	16
(2) 区民のみなさんの地域活動等への参加に関する現状・課題・方向性	18
(3) 区民のみなさんの生活課題・相談ニーズ等に関する現状・課題・方向性.....	20
第3章 取組みの内容.....	23
基本理念の実現に向けて	24
(1) 基本目標.....	24
(2) 施策体系・関連事業.....	26
基本目標1 つながりを感じることができる地域をめざします	28
(1) めざす姿.....	28
(2) 施策の方向性・取組み例.....	30
(3) 活動事例、多様な主体の役割等.....	43
基本目標2 誰もが地域に参加できる共生のまちづくりを進めます	46
(1) めざす姿.....	46
(2) 施策の方向性・取組み例.....	48
(3) 活動事例、多様な主体の役割等.....	59
基本目標3 安心して生活できる地域を支えます	62
(1) めざす姿.....	62
(2) 施策の方向性・取組み例.....	64
(3) 活動事例、多様な主体の役割等.....	77

第4章 大田区成年後見制度等利用促進基本計画（第二期） ～いつまでも自分らしく～	83
1. 第二期計画策定に当たって	84
(1) 第一期計画について	84
(2) 第二期計画策定の背景	86
(3) 国の動き	86
(4) 国の統計等	87
2. 計画策定の目的・位置づけ・計画の期間	88
(1) 計画策定の目的	88
(2) 計画の位置づけ	88
(3) 計画の期間	88
3. 権利擁護支援がなぜ必要なのか	89
(1) 権利擁護支援とは	89
(2) 権利擁護支援の必要性	89
(3) 権利擁護支援の相談窓口	89
(4) 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)	90
4. 成年後見制度について	92
5. 区の成年後見制度等に関する取組み	93
(1) 区の取組み	93
(2) 社会福祉協議会の取組み	94
(3) 区と社会福祉協議会の取組み	95
6. 区の現況	100
(1) 区の統計から見える現状	100
(2) 区の成年後見制度の利用状況等	102
(3) 大田区地域福祉計画実態調査等	103
7. 基本目標・施策の方向性について	104
(1) 基本目標	104
(2) 施策の方向性	104
(3) 区の重点施策	105
(4) 施策	105
(5) 施策の展開	105
(6) 施策体系	106
8. 計画の推進体制と進行管理	118
(1) 計画の推進体制	118
(2) 計画の進行管理	118

第5章 計画の推進に向けて	119
1. 計画の指標.....	120
2. 計画の推進体制	121
3. 個人情報の取扱いについて	122
資料	123
1. 大田区地域福祉計画推進会議設置要綱.....	124
2. 大田区地域福祉計画推進会議委員名簿.....	126
3. 計画の策定過程	127
(1) 大田区地域福祉計画 実態調査の実施(令和4年度)	127
(2) 大田区地域福祉計画推進会議審議経過	127
(3) 意見交換会の実施.....	128
(4) パブリックコメントの実施.....	132
(5) 区民説明会の実施.....	132
4. 用語解説.....	133

第1章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念・地域福祉とは

～本計画の基本理念～

我が国においては、「地域共生社会の実現」に向けて、地域における誰もが、「他人事」ではなく「我が事」として支えあいに関係性に加わるという考え方が重要とされています。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざすものです。

大田区ではこれまで、「ともに支えあい 地域力※ではぐくむ 安心して暮らせるまち」を基本理念とし、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進を図ってきました。

この基本理念は、大田区に暮らす一人ひとりを大切にし、平時はもとより災害時においても、地域社会の一員として、安心して、その人らしく、充実した生活が送れるようにと、設定したものです。

※地域力：「区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPOなど様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力あふれる地域を創造していく力」

ともに支えあい 地域力ではぐくむ
安心して暮らせるまち

～地域福祉の考え方～

地域福祉の考えは、住民、団体、企業など、その地域に暮らす・働く・関わりがあるすべての人が主役です。本区の地域福祉計画では、「ちいき」の力をあわせて、私たちの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくることをめざし、みなさんが主体的に取り組むを進める計画として推進していきます。



©大田区

2. 計画策定の背景

■人口構成の変化

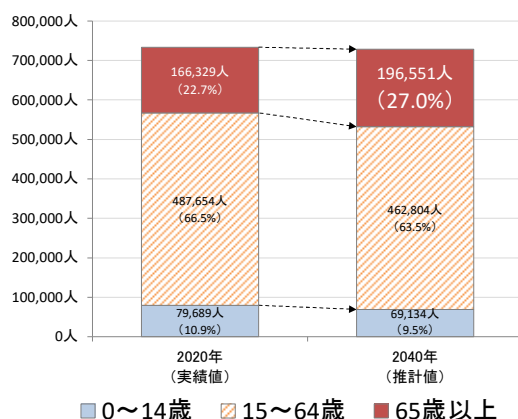
大田区を始め日本全体で少子高齢化が進行しており、将来的に65歳未満の人口は減少するのに対し、65歳以上の人口は増加すると推計されています。

一方で、大田区における外国人人口の割合は、コロナ禍を経て、再び増加傾向に転じています。

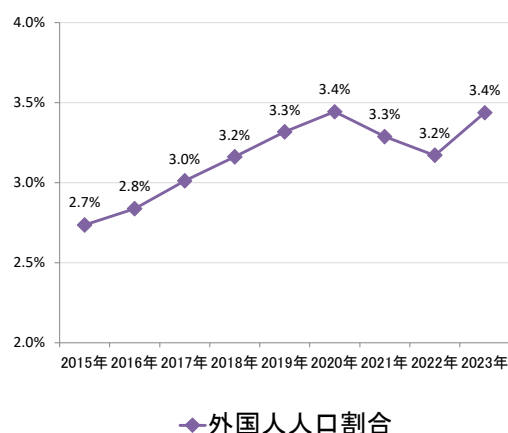
区としても今後、65歳未満人口の減少に伴う労働の担い手不足の問題や、さらなる外国人の増加等も予想されることから、多様性への理解や共生のまちづくりの推進が一層、必要となっています。

さらに持続可能な地域社会の形成や人材確保の観点から、元気な高齢者や女性の活躍推進、子育てしやすい環境整備への対策も重要です。

<大田区における人口構成・推計値>



<大田区における外国人人口割合の推移>



出所:大田区人口推計(令和4年3月)、大田区住民基本台帳(各年1月1日時点)

■新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化

近年では、新型コロナウイルスの感染拡大により、地域コミュニティの活動が制限され、人と地域とのつながりの希薄化が一層進みました。

その他にも、長期に及んだコロナ禍の生活による高齢者の心身・認知機能の低下や障がい者の交流機会の減少、こどもの成長への影響、生活困窮世帯への経済的打撃のほか、感染者等への差別や偏見といった深刻な社会問題が表面化しました。

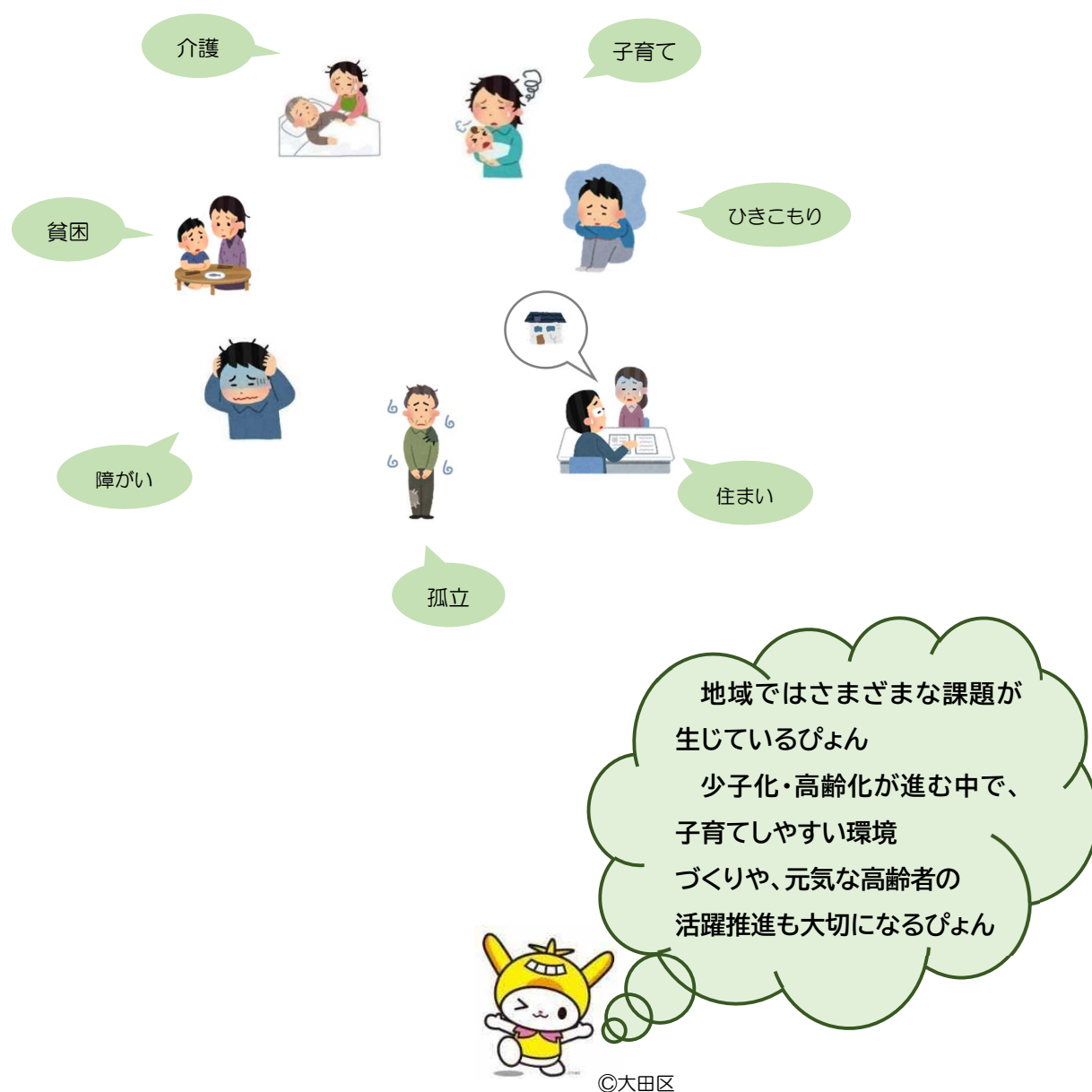


■複雑化・複合化した生活課題への対応の必要性の高まり

さまざまな病気や障がい、8050 問題、親亡き後の不安、ひきこもり、ヤングケアラー、虐待、社会的な孤独・孤立、住まいの確保に関する問題など、従来の支援制度が十分に届きにくい課題を複合的に抱えている方が増えています。

人口減少の中でも持続可能な地域社会を形成するためには、こうした課題への対応が不可欠です。そして、各種の課題に対応するためには、行政のみならず、地域で生活する個人・団体などが、それぞれできることを行い、今まで以上に密な連携をとっていくことが欠かせません。

これらをふまえ、区は多様な主体と連携・協働して地域福祉を推進していくための施策等を示す「地域福祉計画」を策定しました。



3. 区・社会福祉協議会・地域(多様な主体)それぞれの役割

～地域福祉の推進に向けた多様な主体の役割について～

本計画は、区と区民のみなさん一人ひとりの力により、地域共生社会の実現をめざしていくためのものです。

このため、本計画では、地域生活課題等に対する区としての体制整備の考え方等を示すことに加え、区民、地域団体、企業等、多様な主体の関わり方や役割、主体的に「できること」の例を示しています。

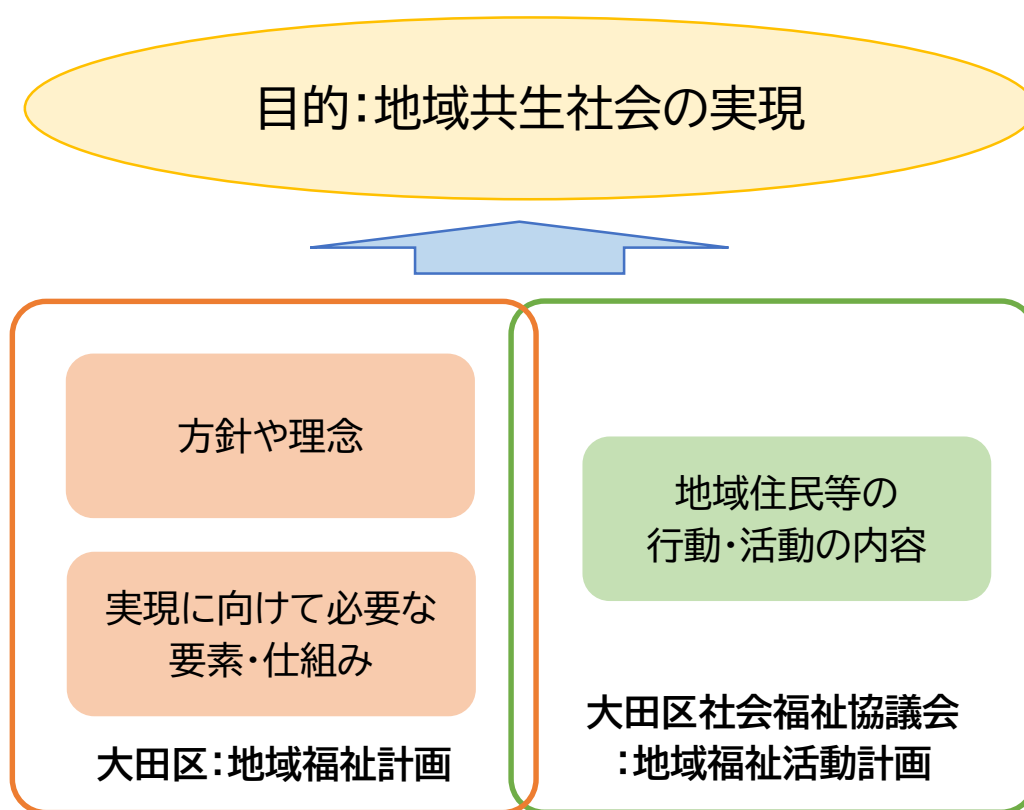


～社会福祉協議会との連携・協働について～

区民のみなさんによる地域福祉活動が効果的に展開され、公的支援へと適切につなぐことで、地域と行政が一体となり地域共生社会の実現に取り組むことができます。そのため計画の策定に当たって、大田区社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合性を図っていきます。

特に、本計画が、大田区における地域共生社会の実現に向けてどのような要素・仕組みが必要であるのかを検討し、方針や理念を示すものであるのに対し、社会福祉協議会による地域福祉活動計画は、同じ目的のために、区民のみなさんが具体的に何をしていくことが重要であるのか、行動・活動の内容を示したものであるという対応関係を意識して策定しています。

区と社会福祉協議会は、各々の役割を確実に果たすとともに、区民のみなさん、地域活動団体、事業者等、地域福祉を推進する多様な主体を支え、牽引し、「地域共生社会の実現」という同じ目的のもと、さらなる連携・協働を図っていきます。



大田区公式 PR キャラクター
はねぴょん



大田区社会福祉協議会キャラクター
あいちゃん

4. 計画の位置づけ

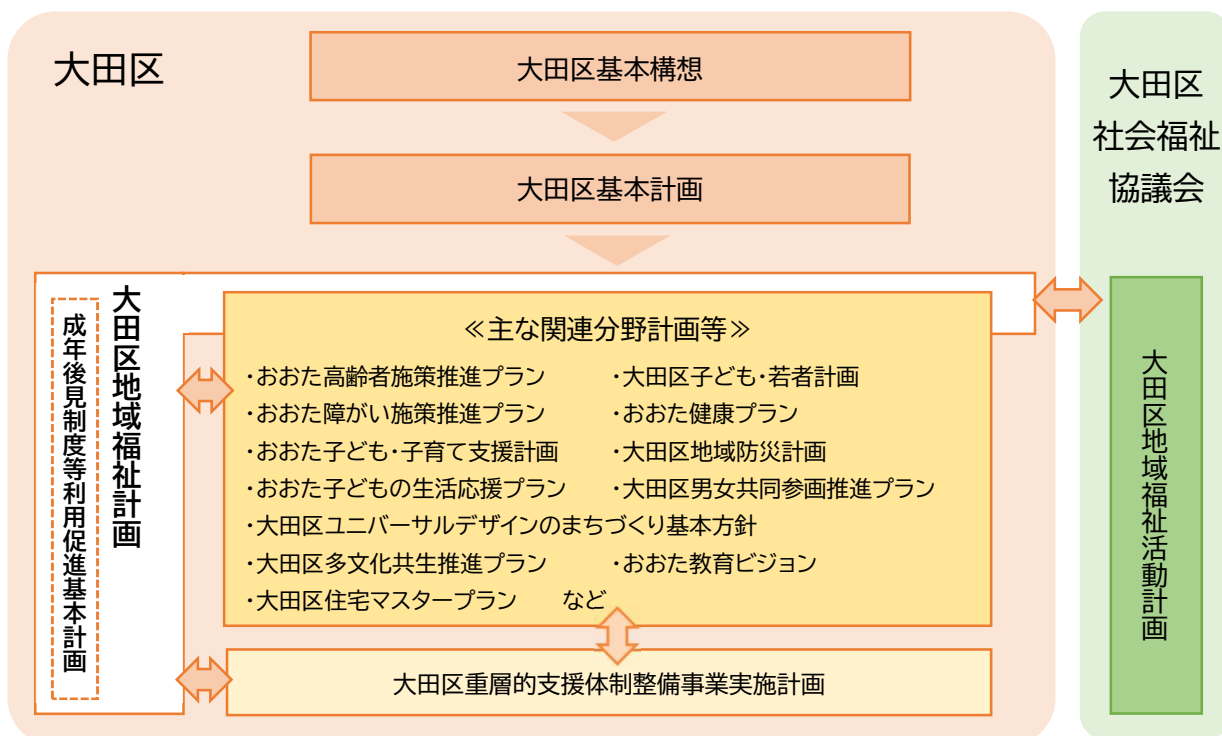
～関連計画との関係、重層的支援体制整備事業実施計画との関係～

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画です。さらに、大田区としての「成年後見制度等利用促進基本計画」を包含するものとして策定しました。

令和 2 年の社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性・分野を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました(令和3年4月1日施行)。

区は、重層的支援体制整備事業の実施により、包括的支援体制を構築し、大田区版「地域共生社会の実現」を推進するため、毎年、重層的支援体制整備事業実施計画を策定しています。

社会福祉法第 107 条では、地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むこととされています。区は、本計画を福祉分野の個別計画を概括する上位計画として位置づけ、施策を総合的かつ効果的に推進していきます。



5. SDGs の取組みとの関係

～「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて～

本計画は、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の 17 の目標のうちいくつかの内容とも密接に関連します。

本計画での内容



- ・施策 1
孤立を生まない地域づくりの推進
- ・施策 5
助け合いの一步となるきっかけづくり
- ・施策 7
分野横断で包括的に受け止める体制の強化



- ・施策 2
地域とのつながりと安心が得られる居場所づくりの推進
- ・施策 8
安心できる福祉サービスの提供体制の強化



- ・施策 3
誰もが優しくなる社会の醸成



- ・施策 3
誰もが優しくなる社会の醸成



- ・施策 3
誰もが優しくなる社会の醸成



- ・施策 1
孤立を生まない地域づくりの推進
- ・施策 7
分野横断で包括的に受け止める体制の強化



- ・施策 5
助け合いの一步となるきっかけづくり
- ・施策 7
分野横断で包括的に受け止める体制の強化



- ・施策 4
多様な主体の参加の推進
- ・施策 7
分野横断で包括的に受け止める体制の強化



- ・施策 7
分野横断で包括的に受け止める体制の強化
- ・施策 9
災害時に備えた地域づくりの推進



- ・施策 4
多様な主体の参加の推進
- ・施策 6
連携・協働の支えあいのネットワークづくりの推進
- ・施策 7
分野横断で包括的に受け止める体制の強化

第1章

大田区では、令和4年3月に「大田区におけるSDGs推進のための基本方針」を策定し、令和4年4月には「大田区SDGs推進会議」を設置するなど、取組みを推進してきました。

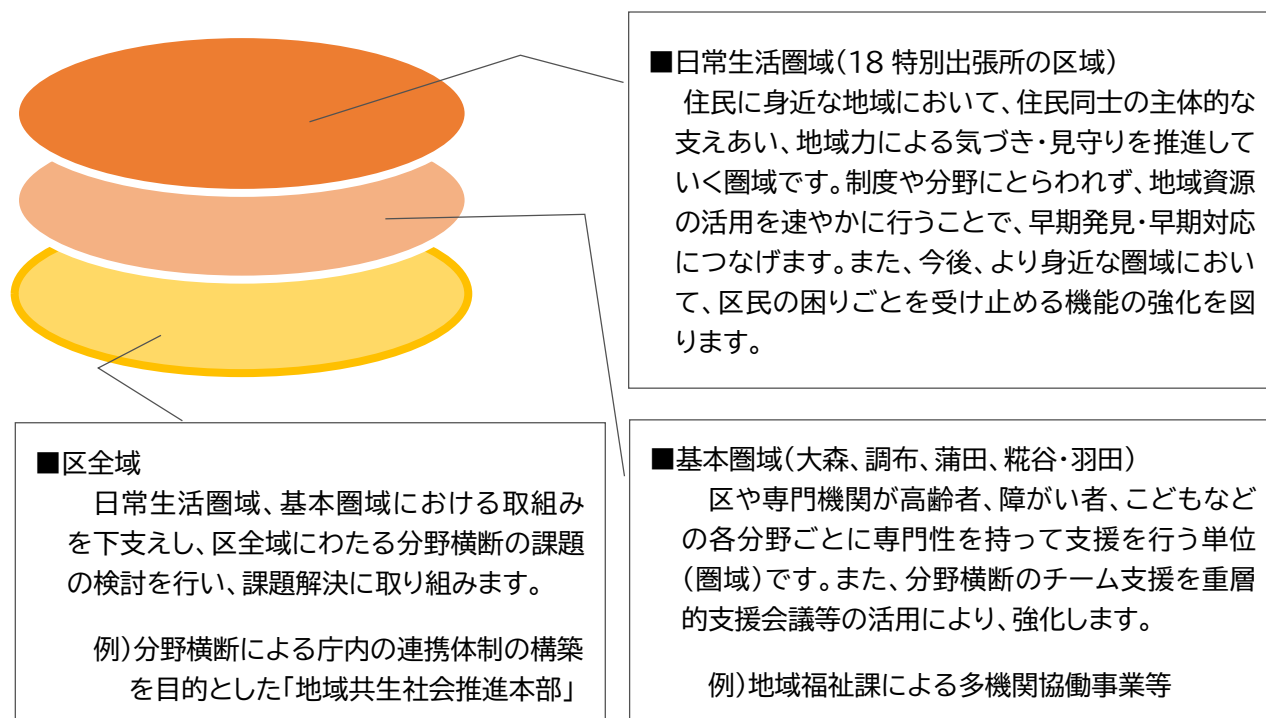
さらに、大田区は、令和5年度には、SDGsの達成に向けて優れた取組みを提案する都市として、内閣府から「SDGs 未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組みを行う「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されました。

本計画を着実に推進し、多様な主体との連携により、包括的な支援体制を整備することで、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしていきます。



6. 地域・圏域について

本計画の推進に当たっては、地域福祉にかかわる多様な主体が活動しやすい範囲と、相互の関係性について、区の実情をふまえ、以下の3層の地域単位(圏域)をもとに、地域生活課題の発見と解決を図ります。



7. 計画の期間

本計画の期間は令和6年度～令和10年度の5か年とします。